

一般社団法人日本発達心理学会 社会貢献委員会規程

2022年9月4日 制定

改正 2023年3月21日

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条に基づき、社会貢献委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条** 委員会は、社会貢献委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、社会貢献委員会副委員長（以下、「副委員長」という）1名、若干名の委員（以下、「委員」という）、及び委員会担当理事（以下、「担当理事」という）により構成する。
- 2 委員長、副委員長、委員は、委員会からの推薦候補者リストを参考に、理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。
 - 3 委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。また委員長、副委員長の任期は連続2期までとする。
 - 4 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

(職務)

- 第3条** 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。
- 2 委員は、第4条で定める業務内容を担当する。
 - 3 委員長及び担当理事は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

(業務内容)

- 第4条** 委員会は、委員会に関する次の事項を審議し、処理する。
- (1) 国内外の発達心理学に関連する社会貢献事業についての情報交換
 - (2) 年次大会での社会貢献事業
 - (3) ホームページ・電子メール等電磁的方法における社会貢献事業
 - (4) 社会的課題の発見・解決や政策提言に関わる社会貢献事業
 - (5) 社会貢献に資する研究の奨励事業
 - (6) その他、必要な事業に関する事

(会議の開催)

- 第5条** 委員会は、委員長がこれを開催する。
- 2 電子メール等、電磁的方法で審議を行うことができる。

(議事)

- 第6条** 委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。
- 2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

(改定)

- 第7条** この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。